

第 33 号議案

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 9 月 5 日提出

中間市長 福田 浩

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年中間市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「専門員（」の次に「介護支援専門員であって、」を加え、「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に改め、「した者」の次に「（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」を加える。

附 則

この条例は、平成29年10月1日から施行する。

中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数をいう。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（<u>介護支援専門員であって、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者</u>にあつては、<u>修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。</u>）をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>	<p>(員数)</p> <p>第3条 地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数（法第117条第1項に規定する介護保険事業計画において見込まれる第1号被保険者の数をいう。以下同じ。）がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）<u>第140条の68第1項</u>に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人</p> <p>2 (略)</p>